第2031回定例研究会報告要旨(12月12日)

アメリカ・カナダの農業保険とリスク管理

吉井邦恒

1 はじめに

最近の各国の農業政策の状況をみると、アメリカ(2002 年農業法)、カナダ(2003 年 APF:Agricultural Policy Framework)、EU(2003 年 Fischler 改革)、そして、日本でも2005 年に経営所得安定対策等大綱が策定される等一連の改革が進められてきた。ここにきて、アメリカの次期農業法案検討、カナダのAPFの終了とポスト APFの検討、EU のレビュー実施等今後1、2年の間に各国において農業政策の見直しが行われる。本報告では、このうちアメリカ及びカナダの農業政策の見直しについて、リスク管理政策に焦点を当てて、整理を行うこととする。

2 アメリカの農業保険とリスク管理

アメリカでは,次期農業法案の検討の過程で、農業関係者の主要関心事項である現行のリスク管理政策(経営安定対策)に関する分析が行われている。アメリカ農務省や農業経済の研究者等は,価格の低下(マーケティング・ローン,価格変動緩和型支払い)や収量の低下(作物保険)に対応するためのプログラムはあるが,価格と収量を合わせた収入の低下に対応するプログラムは,収入保険しかなく,それも現行では不十分であることから,価格から収入へとリスク管理・経営安定プログラムのターゲットを代えていくべきであるとの分析結果をまとめている。

そして、現行のリスク管理プログラムに対して、農業関係団体や農業経済学者が次期農業法案の制定に向けて、いくつかの代替案を提示している。提案は、「全国ベースの収入不足払い+従来の農業保険」、「地域単位で発動する収入保険+従来の農業保険」、「マーケティング・ローンや価格変動緩和型支払

いの代わりに、地域単位で発動する収入保険や農家単位の収入保険を導入」という3つのタイプに分けることができる。いずれの提案も実現性についての具体的な裏付けが十分に行われているはいえない。しかしながら、各提案が農業保険をベースに組み立てられていることは注目に値すると思われる。

アメリカの農業保険は、1938年に創設され、低加入率の時代が半世紀以上続いたが、大幅な制度改革、保険料補助率の引上げ等によって、現在では面積加入率で全国の農作物の8割以上が加入するに至っている。このように大半の個別農家が農業保険により収量あるいは収入リスクを管理していることから、農業保険をベースに、不足する部分を他の制度で、あるいは、他の制度で不足する部分を個別の農業保険で対応するという形の提案が行われていると考える。

3 カナダのリスク管理政策の見直し

カナダでは、NISA(Net Income Stabilization Account) +作物保険+ CFIP (Canadian Farm Income Program) +州ごと安定制度の4つの 制度によりリスク管理政策が推進されてきた が、2003 年の APF により、CAIS (Canadian Agricultural Income Stabilization Program) +生 産保険という2つのプログラムで農家のリス ク管理が図られることになった。CAIS は所 得変動の調整を担う積立制度の NISA と大幅 な所得下落への対応プログラムである CFIP が一本化されて創設されたものである。しか しながら、CAIS は導入当初から、農業者等 の評判が悪く,数度にわたる改正が行われて きたが、支持が得られず、結局、大幅な収入 ・所得減少への援助プログラムとマージンベ ースの所得安定プログラムに分割されて仕組 み直されることとなった。CAIS は, 2007年 度以降には上述のような新たな制度に移行す ることが検討されているが、2006年度につ いては, 積立方式から手数料方式に変更して 運営される。